

業務連絡

2021年11月9日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.12

2021年11月9日、新大阪日之出会議室において「申」第13号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「復職を目指す東海労組合員に対する会社の一方的な出向」に関する緊急申し入れ

病気により復職を目指す大阪第一運輸所の組合員が休業中に自宅に突如、会社から電話による出向通告があった。また、後日休業中に、翌日の休業を急遽日勤に指定し、その日のうちに出向会社に面談に行くことを告げられた。

会社は、本人のこれまでの病気の経過等を踏まえることなく、また、本人の希望・要望・意見等を全く考慮することなく、「10月1日に職場から放逐する」ことだけを目的にした対応であり、今回の不当で不誠実な対応に関して、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

記

1. 9月10日に会社から当該組合員に対して電話による出向通告が行われた。
何故電話による出向通知を行ったのか明らかにすること。
【会社回答】
9月10日の電話は、出向にあたり配慮すべき事項があるかどうかを確認するための電話である。
2. 労働条件の大幅な変更を伴う出向に関する事柄を一方的に電話で通告することは、社会通念上問題であると考えるが、見解を明らかにすること。
【会社回答】
社内規定に照らし、問題があるとは考えていない。
3. 組合は、電話による出向通告は無効であると考えるが、見解を明らかにすること。
【会社回答】
2と同じ回答。
4. 出向面談を改めてやり直すこと。
【会社回答】
そのような考えはない。

5. 当該組合員が、9月15日休業のところ前日に電話で日勤指定した会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】

業務上の必要性に基づき休業から日勤に勤務変更した。

6. 当該組合員に職場での軽作業を指定しなかった理由を明らかにすること。

【会社回答】

本人が従事すべきようについては、業務上の必要性に基づき本人の適性、能力及び希望などを勘案して決定した。

7. 出向規程第2条 {「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先」という。）に勤務することをいう。} とあるが、今回、当該組合員が会社から提示した出向先は、どれに該当するのか明らかにすること。

【会社回答】

「団体等」に該当する。

8. 当該組合員は、診断書の内容から軽作業しか出来ないにも関わらず、15日に面談した大阪第一運輸所の木田総務科長は提示した出向会社の作業内容を把握していなかった上に、「出向先会社で聞いて下さい」と、不誠実な対応を取ったことに対して本人に謝罪すること。

【会社回答】

会社として適切に対応しており、謝罪する考えはない。

9. 出向先は、診断書の内容を踏まえて希望・要望・意見等考慮し、入念に打合せ検討すること。

【会社回答】

6と同じ回答。

10. 9月21日、当該組合員が会社（職場）に出向き、10月1日からの出向が取消しとなったことが判明した。いつ取消しになったのか、何故取消しになったのか明らかにすること。

【会社回答】

9月15日の面談において10月1日から出向である旨を伝達したが、面談の場においてご本人から身体のしびれ等に関する申告があったため10月1日付けの出向は取り止めている。

以 上